

## 事業ごみ減量対策の実施状況について

### <資 料>

- 業者収集ごみの透明ごみ袋制度について（周知チラシ）
  
- 業者収集マンションの分別対策について
  
- 事業者が出すごみの減量に向けた「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正に関する市民意見募集について（広報資料）



# 一般廃棄物許可業者にごみ収集を依頼している事業者の皆様へ

## 京都市からのお知らせ



平成22年6月から業者収集ごみは

# 透明袋で

(無色透明又は白色透明に限る)

# お出してください

黒袋,青袋,ダンボール箱でごみを出すことはできません。

京都市では,平成22年6月から,適正排出とリサイクルを推進するため,業者が収集するごみ袋については,透明袋に限定します。

缶,びん,ペットボトル,古紙(ダンボール,新聞紙,雑誌等)等の資源物については,収集業者等に分別収集を依頼し,リサイクルしてください。



## 「業者収集ごみ」とは

オフィスや飲食店等の事業所から出るごみや,一部のマンションのごみが該当します。  
産業廃棄物や市の有料指定袋で出されている家庭ごみは該当しません。

## お問い合わせ先

京都市環境政策局循環型社会推進部事業ごみ減量推進課 電話 366-1394

京都市中京区河原町二条下る一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階

・事業系のごみの収集依頼について

京都環境事業協同組合 電話691-5516 京都市南区吉祥院新田式ノ段町65

# Q&A

Q

## Q1 どのような透明袋でゴミを出せばよいのですか

A

袋の中に入れた新聞紙の文字が読める程度の透明（無色透明又は白色透明に限る）の袋です。  
大きさは、90リットルまでの、ゴミを入れても破れない丈夫な袋をお使いください。

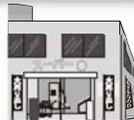


Q

## Q2 「透明袋」はどのように入手すれば良いのですか

A

スーパーや小売店等でお買い求めください。また、京都市が許可した収集業者や京都環境事業協同組合（075-691-5516）でも透明の「京都市推奨 事業系ゴミ袋」を取り扱っていますので、御相談ください。



Q

## Q3 なぜ、「透明袋」で出さなければいけないのですか

A

京都市では、次世代によりよい環境を引き継いでいくため、資源ごみの分別を進めており、ゴミが見えることにより、分別意識が高まり、資源ごみ分別が促進されます。  
また、危険物の混入防止にも効果があり、収集作業中の事故防止になります。



Q

## Q4 使いきれなかった透明以外の袋は6月以降はどうしたら良いでしょうか

A

オフィスや飲食店等の事業所については、経過措置として、平成22年12月末までは、使いきれなかった青袋や黒袋等についてはお使いいただけますが、それ以降は「透明袋」に変更していただくようお願いします。

Q

## Q5 袋に入れにくいものはどのように出せばいいですか

A

生花等はひも等で束ねてお出しください。袋に入れず、ゴミ容器に直接入れて、中身のゴミを収集業者に収集してもらってもかまいません。  
ただし、ダンボール箱に入れてゴミを出すことはできません。



### 一般廃棄物許可業者手数料の引き上げについて

皆様が収集業者に支払われている料金の中から、京都市は焼却処分などに必要となる手数料を徴収しております。今後、この処理手数料を段階的に引き上げますので、適正な料金の負担にご理解、ご協力をお願いします。



変更時期	手数料額
現行	100kgまでごとに 650円
平成23年4月～	// 800円
平成26年4月～	// 1,000円

## 業者収集マンションの分別対策について

本市では、民間業者がごみを収集するマンションにおいて、事前に分別方法や収集方法等を届け出る制度を本年2月に創設し、周知を図ってきたところです。さらに、6月1日からマンション等から出る「燃やすごみ」について透明袋での排出を義務化致しましたので、これらの状況について、御報告致します。

### 1 対応方針

- (1) 業者収集マンション届出制度の創設 (2月)
- (2) 業者収集マンション分別義務の明確化 (4月)
- (3) 業者収集ごみの透明ごみ袋制度の運用開始 (6月)
- (4) 分別しない業者収集マンションごみの受入拒否に関する要綱施行 (6月～)

### 2 業者収集マンション数と届出状況

届出制度を創設し、分別義務化を広く周知したことにより、業者収集マンションの実状をより正確に把握した結果として、6月28日(月)現在で、**4,142棟**、分別実施済として**3,926棟**のマンションから届出書を受領、届出が出ていないマンションが**216棟**の状況となっている。(届出率：94.7%)

### 3 届出制度創設から5月31日までの取組状況

- (1) 管理会社、収集業者への制度周知(チラシ、ポスター等配付 1月下旬～)
- (2) 届出マンションの現場確認(各区・支所エコまちステーション)
- (3) 分別未実施、未届マンションの管理者への指導、届出書提出督促  
(事業ごみ減量推進課、各区・支所エコまちステーションから文書、電話、訪問)
- (4) 収集業者に契約先のうち未届マンション等の管理者へ届出書提出の催告を依頼
- (5) 環境政策局本庁課職員による、対象マンション入居者への啓発のチラシ配布

### 4 6月1日以降の取組

- (1) 透明袋での排出状況調査

市職員が市役所周辺で現状確認するとともに、収集業者に聞き取りを行った。マンションによって程度に差はあるが、概ね全体の90%程度は、透明袋で排出されている。

- (2) 分別対策の更なる推進

#### ア 届出済のマンション

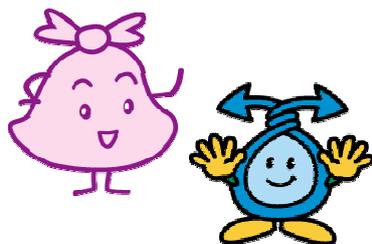
各区・支所エコまちステーションの職員が、届出書どおり適切に分別されているかどうかを、順次、現地を調査し、不十分な場合、分別を指導、啓発する。

#### イ 届出書が未提出のマンション

該当マンションの管理者に対し、期限を切って届出書の提出を市長名で勧告するとともに、提出されない場合は、収集停止に向けた手続に着手する。



(広報資料)



平成22年6月28日

環境政策局  
〔担当 循環型社会推進部〕  
事業ごみ減量推進課  
電話 366-1394

## 事業者が出すごみの減量に向けた「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正に関する市民意見募集について

京都市では、平成22年3月に策定した「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」において、「平成32年度のごみ量を平成12年度（ピーク時）と比べて半減させる」という目標を掲げています。

この目標達成のため、同プランでは重点戦略の一つとして「事業ごみの減量対策」を位置付け、推進項目として「大規模小売店舗の出店計画時におけるごみ処理方法や資源化方法等の計画書提出の義務化」及び「チェーンストア等多量にごみを排出する事業所への減量指導範囲の拡大」を掲げています。

これを具体化するための「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正案について、下記のとおり、市民の皆様から広く御意見を募集しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 意見募集期間

平成22年7月1日（木）から7月30日（金）まで

#### 2 提出方法

FAX、郵送、持参又は電子メールのいずれかで提出してください（様式は自由ですが、市民意見募集リーフレット（別紙）に意見提出様式を添付しています。）。

#### 3 市民意見募集リーフレットの配布場所

各区役所・支所，市役所庁舎案内所，各エコまちステーション，各環境共生センター等で平成22年7月1日から配布します。また，循環型社会推進部のホームページ（[http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-5-0-0-0\\_14.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-5-0-0-0_14.html)）にも掲載します。

「京都市 事業ごみ 意見募集」で検索

#### 4 提出先・問合せ先

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階  
京都市環境政策局循環型社会推進部事業ごみ減量推進課

TEL：075-366-1394 FAX：075-213-0453

メール：[jigyogomi@city.kyoto.jp](mailto:jigyogomi@city.kyoto.jp)



## 事業者が出すごみの減量に向けた「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正について、市民の皆様の御意見を募集します。

平成22年3月に策定した「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」では、「平成32年度のごみ量を平成12年度（ピーク時）と比べて半減させる」という目標を掲げています。

この目標達成のため、同プランでは重点戦略の一つとして「事業ごみの減量対策」を位置付け、推進項目として「大規模小売店舗の出店計画時におけるごみ処理方法や資源化方法等の計画書提出の義務化」及び「チェーンストア等多量にごみを排出する事業所への減量指導範囲の拡大」を掲げています。

これを具体化するための「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の改正案について、市民の皆様から広く御意見を募集します。皆様からの貴重な御意見、御提案をお待ちしています。

なお、条例改正については、平成22年9月市会に提案し、平成23年4月からの施行を予定しています。

### 意見募集期間

平成22年7月1日（木）から平成22年7月30日（金）まで

### 提出方法

FAX、郵送、持参又は電子メールのいずれかで提出してください。（様式は自由ですが、このリーフレットに意見提出様式を添付しています。）

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町 384 番地 ヤサカ河原町ビル 8 階

京都市環境政策局循環型社会推進部事業ごみ減量推進課

TEL 075-366-1394 FAX 075-213-0453

メール jigyogomi@city.kyoto.jp

### 御意見等の取扱い

お寄せいただきました御意見につきましては、個人に関する情報を除き、公開する場合がありますので、御了承ください。

また、御意見等に対する個別の回答は致しませんので、併せて御了承ください。

※ この意見募集に付きましては、京都市環境政策局循環型社会推進部のホームページに掲載しています。意見提出様式等のダウンロードもできます。

<アドレス> 「京都市 事業ごみ 意見募集」で検索

[http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-5-0-0-0\\_14.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-5-0-0-0_14.html)

# 1 事業用大規模建築物新築時のごみの減量・リサイクルに関する計画書届出制度の新設

## (1) 新しい制度 (案)

延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の事業用建築物の新築等を行おうとする建築主に対し、建築工事の着手前に、ごみの減量・リサイクルに関する計画書の作成・提出を新たに義務付けます。

## (2) 背景・目的

大規模な店舗やビルを新築すると、そこで行われる事業活動に伴って、多量のごみが発生する可能性があります。このごみを減らしていくためには、事前に、その店舗やビルから発生するごみの種類や量について見通しを立て、減量・リサイクルの体制を構築し、適切な保管場所を確保していただく必要があります。

現在、延床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の事業用大規模建築物については廃棄物保管場所の設置と届出を義務付けていますが、今回、これに併せて、ごみの発生量の見込みや減量・リサイクルの方法等に関する計画書を作成し、提出していただく制度を新たに作ります。

なお、「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン」の推進項目では、「大規模小売店舗の出店計画時におけるごみ処理方法や資源化方法等の計画書提出の義務化」としてありますが、現在の廃棄物保管場所設置届の制度を拡充する形とし、対象を大規模小売店舗に限定しないこととします。

# 2 チェーンストア等多量にごみを排出する事業所への減量指導対象範囲の拡大

## (1) 指導対象範囲の拡大 (案)

延床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上である事業用大規模建築物に加え、一つ一つの店舗が小規模でも、市内に多数の店舗がある食品関連事業者（チェーン店についてはその本部等）について、ごみの減量・リサイクルに関する計画書の作成・提出を新たに義務付けます。

### ○ 対象となる業種

- ・食品の製造・加工等を行う事業者
- ・食品販売を行う事業者（スーパー・コンビニエンスストア・その他食品販売店等）
- ・飲食店、ホテル・旅館、結婚式場などの飲食物を提供する事業者

（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）第2条に規定する食品関連事業者とします。）

- 対象となる規模
  - ・市内にある店舗等の延床面積の合計が 3,000 m<sup>2</sup>以上のもの
- 義務付けの内容
  - ・各企業・チェーンごとに、毎年、ごみの減量・リサイクルに関する計画書の作成を義務付けます。

## (2) 背景・目的

京都市では、事業者が出すごみの約 4 割を食品に由来するごみ（厨芥類）が占めている（図 1）とともに、事業者が出すごみの業種別排出量の 4 割以上を飲食店（レストラン・ファストフード店など）、食料品小売店（スーパー・コンビニエンスストア等）、ホテル・旅館等食品を取り扱う業種が占めている（図 2）状況です。したがって、食品を取り扱う事業者の皆さんにごみ減量・リサイクルの取組を進めていただく必要があります。

事業者が出すごみの減量対策としては、これまで、事業の用に供する部分の床面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上である建築物についてごみ減量を義務付けるとともに(条例第 9 条)、

- ① 事業系廃棄物減量計画書の作成・提出（条例第 10 条）
- ② 廃棄物管理責任者の選任（条例第 11 条）
- ③ 廃棄物の分別保管場所の設置と届出（条例第 13 条）

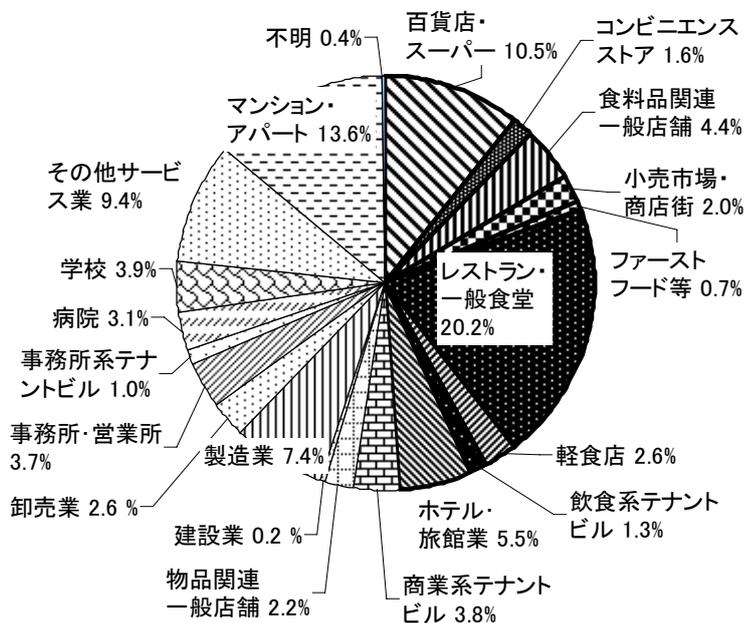
を義務付け、これに基づいて立入調査及び指導を実施しています。

今回、これに加えて、食品を取り扱う業種で多量にごみを排出する事業者（スーパー・コンビニエンスストア等のチェーン店や飲食店チェーン店など）への指導対象範囲の拡大を行います。

図 1 京都市の事業ごみの内訳

種類	発生量 (トン/年)	割合 (%)
紙類	73,235	33.11
プラスチック類	27,846	12.59
繊維類	3,933	1.78
ゴム類	627	0.28
皮革類	190	0.09
ガラス類	2,825	1.28
金属類	4,547	2.06
陶磁器類	248	0.11
<b>厨芥類</b>	<b>90,837</b>	<b>41.06</b>
木片類	5,759	2.6
草木類	6,445	2.91
その他	4,706	2.13
合計	221,196	100

図 2 京都市の事業ごみ業種別排出量



出典：事業系ごみ減量対策基礎調査（H20.3）

## 事業者が出すごみの減量に向けた条例改正に関する意見

<御意見記入欄>

1 「事業用大規模建築物の新築時のごみの減量・リサイクルに関する計画書届出制度の新設」について

2 「チェーンストア等多量にごみを排出する事業所への減量指導対象範囲の拡大」について

住 所								
氏 名				職 業				
性 別	男・女	年 齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上

※差し支えなければ、住所、氏名、職業、性別及び年代を御記入ください。御記入いただいた個人情報につきましては、本件以外の目的には、使用いたしません。